

保全地域等の間伐材等の活用促進事業実施要綱

(制定) 令和 2 年 2 月 18 日付 31 環自緑第 977 号

(改正) 令和 3 年 2 月 16 日付 3 環自緑第 951 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、間伐材その他の保全地域等における緑地保全活動で発生する木竹（以下「間伐材等」という。）を、届出保全団体を通じて間伐材等利用団体へ提供するとともに、都民の「もったいない」の意識を広める仕組みを構築するために行う「保全地域等の間伐材等の活用促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 保全地域等 東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年東京都条例第 216 号）第 17 条第 1 項により指定された保全地域（所有地及び土地使用貸借契約により都が立木等を処分する権原を有する土地に限る。）及び民間主体との協働による緑地保全モデル事業に関する協定書（平成 26 年 6 月 27 日締結）により民間主体との協働による緑地保全モデル事業を実施している所有地
- 二 間伐材等利用団体 都から保全地域等で発生する間伐材等の利用の承諾を受け、間伐材等を利用する企業、学校等の団体
- 三 届出保全団体 保全地域等において、都の承認又は都との協定に基づき緑地保全活動を行う団体のうち、本事業に参加する団体として都に届け出たもの

(本事業における各主体の役割)

- 第 3 条 都は、間伐材等利用団体及び届出保全団体との調整を行い、保全地域等で発生する間伐材等を、届出保全団体を通じて無償で間伐材等利用団体に提供する。
- 2 間伐材等利用団体は、緑地保全に関する講義（以下「緑地保全講義」という。）を通じて緑地保全活動の重要性について学ぶとともに、間伐材等を有効活用し、その成果を広く発信することで「もったいない」の意識を広める。
 - 3 届出保全団体は、間伐材等利用団体へ提供する間伐材等の確保及び加工を行うとともに、緑地保全講義を通じて、緑地保全活動の重要性について普及啓発を図る。

(届出保全団体の届出)

第 4 条 本事業に参加する保全団体は、届出保全団体届出書（別記第 1 号様式）により都に届け出る。

(間伐材等利用団体の要件)

第 5 条 間伐材等を利用することのできる団体は、次に掲げる全ての要件を満たす企業、学校等の団体とする。

- 一 都内で活動している団体であり、かつ、チームもったいない設置規程（平成 30 年 7 月 17 日付 30 環総政第 319 号）に基づく「チームもったいない」に参加していること。
- 二 代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が、都の環境施策に反する行為を行っていないこと。

三 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に該当していないこと。

四 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当していないこと。

（間伐材等利用）

第 6 条 保全地域等の間伐材等の利用を希望する団体は、保全地域等の間伐材等利用希望申込書（別記第 2 号様式）により都に間伐材等の利用を申し込む。

2 都は、前項の間伐材等利用希望申込書及び必要に応じて行う調査又は聴取により、申込みのあった団体の間伐材等利用の用途が営利目的又は当該団体の従業員若しくは構成員の私的な利用目的でないことと認められ、かつ、当該団体が希望する間伐材等を届出保全団体から提供可能である場合に、当該団体に対し間伐材等の利用を承諾する。

3 都は、前項による間伐材等利用の承諾後、間伐材等利用承諾書（別記第 3 号様式）により、申込みのあった団体にその旨を通知するものとする。

4 都は、第 2 項による間伐材等利用の承諾後、届出保全団体に間伐材等利用承諾書の写しを交付するものとする。

（間伐材等の提供）

第 7 条 届出保全団体は、前条第 4 項で交付された間伐材等利用承諾書の写しの内容又は都の指示に基づき、間伐材等利用団体に提供する間伐材等を確保し、当該間伐材等を加工するものとする。

2 前条第 3 項の通知後、都、間伐材等利用団体及び届出保全団体は協議の上、間伐材等の提供日時を決定するものとする。

3 間伐材等の引き渡しは、都、間伐材等利用団体及び届出保全団体の立会いの下保全地域等で行うものとし、間伐材等の保全地域等からの運搬作業は間伐材等利用団体が行う。

（緑地保全講義）

第 8 条 間伐材等利用団体は、第 6 条第 3 項の通知後、間伐材等の利用に当たり届出保全団体が実施する緑地保全講義を受講しなければならない。

2 緑地保全講義の実施日時及び内容は、都、間伐材等利用団体及び届出保全団体が協議の上、決定するものとする。

3 緑地保全講義は、次の講義内容を含まなければならない。

- 一 本事業を実施する保全地域等の特徴
- 二 本事業を実施する保全地域等で行っている緑地保全活動の紹介
- 三 間伐作業の必要性

4 間伐材等利用団体が希望する場合、保全地域等で行う間伐材等加工等の実習を緑地保全講義に含むことができる。

5 都は、緑地保全講義を実施した届出保全団体に対し、講師謝礼金を支払う。

（荒天等における取扱い）

第 9 条 第 7 条第 1 項で決定した間伐材等の提供日又は前条第 2 項で決定した緑地保全講義の実施日が荒天等であった場合の取扱いは、都、間伐材等利用団体及び届出保全団体が協議の上、決定するものとする。

(安全管理)

第10条 届出保全団体は、本事業の実施に当たっては、間伐材等利用団体及び第三者の安全確保に努め、事故防止のための措置を講ずるものとする。

(受領書の提出)

第11条 間伐材等利用団体は、間伐材等の提供を受けた際に、受領書（別記第4号様式）を都に提出するものとする。

(間伐材等利用の目的等)

第12条 間伐材等利用団体は、提供を受けた間伐材等を、営利目的又は団体の従業員若しくは構成員の私的な利用目的で使用してはならない。

2 間伐材等利用団体は、提供を受けた間伐材等について不法投棄等の不適正な取扱いをしてはならない。

3 間伐材等利用団体は、提供を受けた間伐材等を都に返却することはできない。

(間伐材等利用実績及びPR活動の報告)

第13条 間伐材等利用団体は、本事業終了後、本事業における間伐材等の利用実績、自然環境保全の取組内容等についての広報活動（以下「PR活動」という。）を行うものとする。

2 間伐材等利用団体は、提供を受けた間伐材等について、都が別途指定する期限までに、間伐材等利用報告書（別記第5号様式）により、本事業における間伐材等の利用実績及びPR活動の結果を報告しなければならない。

(費用の分担)

第14条 都は、本事業で発生する次の費用について、都の予算の範囲内において負担するものとする。

- 一 実習を伴う緑地保全講義における、間伐材等利用団体が加入する傷害保険の保険料
- 二 緑地保全講義の講師謝礼金

2 間伐材等利用団体は、提供を受ける間伐材等の保全地域等からの運搬費及びPR活動に係る費用を負担するものとする。

3 届出保全団体は、間伐材等の加工に係る費用を負担するものとする。

(間伐材等提供の中止)

第15条 都は、次に掲げる場合に、間伐材等の提供を中止することができる。

- 一 公益上の見地から都において本事業を中止する必要性が生じたとき。
- 二 届出保全団体又は間伐材等利用団体が本要綱の規定に違反したとき。
- 三 届出保全団体又は間伐材等利用団体（それらの代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。次号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員等に該当するに至ったとき。
- 四 前3号に定めるもののほか、届出保全団体又は間伐材等利用団体が、都の環境施策に反する行為を行ったとき。

(免責事項)

第16条 都は、都が提供した間伐材等に隠れた^{かし}瑕疵があり、間伐材等利用団体又は届出保全団体に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

2 都は、天災地変その他不可抗力により、間伐材等利用団体又は届出保全団体に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

3 都は、前条の規定による中止を行った場合において、間伐材等利用団体又は届出保全団体に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第17条 本要綱に定める事項について疑義が生じた場合及び本要綱に定めのない事項については、都、間伐材等利用団体及び届出保全団体が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月16日から施行する。

年 月 日
(間伐材等利用団体名)
代表者職氏名 ○○ ○○

保全地域等の間伐材等利用希望申込書

保全地域等の間伐材等の活用促進事業実施要綱（令和2年2月18日付31環自緑第977号。以下「要綱」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり間伐材等利用を申し込みます。

記

1 所在地			
〒	-		
2 御担当者様の情報			
部署名		氏名	
電話番号		メール	
3 間伐材等の利用目的を御記入ください。			
4 間伐材等の提供量及び加工方法について、希望を御記入ください。※			
5 間伐材等提供時期について、希望を御記入ください。※			
6 間伐材等提供元について、希望を御記入ください。※			
7 本事業におけるPR活動の方法について御記入ください。			
8 想定される利用人数についてお選びください。			
大人 人 子ども（中学生以下） 人			
9 本事業を知ったきっかけをお選びください。（複数回答可）			
1 東京都環境局HP 2 その他のHP（ ） 3 NPOや関係者からの紹介			
4 SNS（Facebook、Twitter等） 5 その他：			
10 要綱に定める義務を遵守いただけますか。			
<input type="checkbox"/> 遵守します。			

※各保全地域の状況により、御希望に添えない場合があります。

【提出先】

東京都環境局自然環境部
緑環境課保全担当
東京都新宿区西新宿 2-8-1

間伐材等利用承諾書

年 月 日付保全地域等の間伐材等利用希望申込書により申込みのあった間伐材等利用については、保全地域等の間伐材等の活用促進事業実施要綱（令和2年2月18日付31環自緑第977号）第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり承諾する。

年 月 日

東京都知事 ○ ○ ○ ○

記

- 1 間伐材等の利用目的
- 2 間伐材等の提供量及び加工方法
- 3 間伐材等提供元
(保全地域等名称)
(届出保全団体名)
- 4 間伐材等提供予定時期

年 月 日
(間伐材等利用団体名)
代表者職氏名 ○○ ○○

受領書

次の1から3までの項目について承諾した上で、下記のとおり受領しました。

- 1 受領した間伐材等について、不法投棄等、不適正な取扱いをしないこと。
- 2 受領した間伐材等に隠れた^{かし}瑕疵があっても、東京都はその責を負わないこと。
- 3 受領した間伐材等の東京都への返却はできないこと。

記

品名	間伐材等
加工方法	
数量	
提供元	(保全地域等名称) (届出保全団体名)
備考	

第5号様式
東京都知事 殿

年 月 日
(間伐材等利用団体名)
代表者職氏名 ○○ ○○

間伐材等利用報告書

年 月 日付 第 号により利用の承諾を受けた間伐材等について、保全地域等の間伐材等の活用促進事業実施要綱（令和2年2月18日付31環自緑第977号）第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり利用実績を報告します。

記

- 1 間伐材等の利用実績 《利用の状況が分かる写真等を添付すること》
- 2 本事業におけるPR活動の実績 《PR活動に用いた資料等を添付すること》

【担当者】

所属 _____ (氏名)

電話 _____ 電子メール _____